

WELL

シャープ健康保険組合

Vol.48
2016.8



illustration/さか ちさと

Contents

2015年度 決算のお知らせ ……………2	健診結果をチェックして病気のリスクを減らそう ……6
特定被保険者の介護保険料徴収(検討)のお知らせ ……4	特定健診を受診しましょう! ……………8
適用拡大に伴う被扶養者の抹消手続きのお願い ……5	任継・特退被保険者のみなさまへ ……………8

当組合のホームページでは、健康保険に関するお知らせや大切なご案内を掲載していますので、日頃からのご確認をお願いいたします。
また、当組合への各種届出用紙もホームページからダウンロードできますので、郵送料の削減にご協力をお願いいたします。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

2015年度 決算のお知らせ

2015年度収支決算が、去る7月の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

2015年度決算は、全国健保(平均9.1%)より高い保険料率(9.9%)を維持し、なんとか黒字を確保できましたが、2016年度は、再度、赤字が見込まれる厳しい状況が続きますので、引き続き医療費抑制等に努めてまいります。

健康保険

●基礎数値●

■健康保険料率

項目	決算数値	前年比
保険料率 (調整保険料含む)	9.9%	▲ 0.7%
事業主	6.013%	▲ 0.35%
被保険者	3.887%	▲ 0.35%

■平均加入者数

項目		決算数値	前年比
従業員	被保険者	25,920人	▲ 1,671人
	被扶養者	33,696人	▲ 2,633人
特退(OB)	被保険者	3,573人	▲ 311人
	被扶養者	3,439人	▲ 333人

■平均標準報酬月額

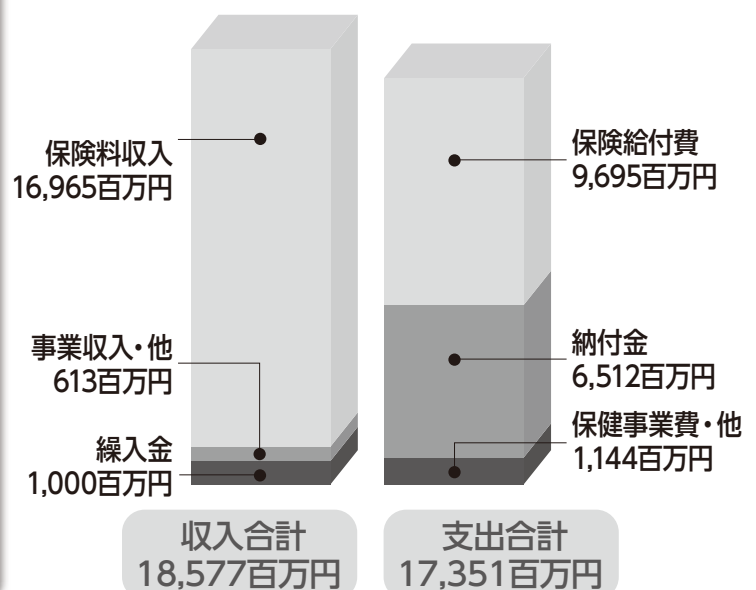
項目	決算数値	前年比
従業員	448,311円	+ 6,240円
特退(OB)	258,259円	+ 16,483円

●健康保険決算のあらまし

【全体】

◆一般勘定収支(特退含む)

単年度収支差引額 +2億27百万円



2015年度 決算のポイント

●健康保険組合を取り巻く状況

健保連発表の2016年度予算早期集計結果によりますと、全国の健保組合の経常収支差引額は1384億円の赤字で、前年度に比べ45億円改善したものの、全体の約6割を超える901組合が赤字となりました。赤字額の改善はおもに被保険者数の増加と保険料率の引き上げによる保険料収入の増加によるもので、保険料率を引き上げた組合は全体の約15.6%になりました。また、協会けんぽの平均保険料率10%以上の組合は前年度を上回る全体の約21.7%となりました。

保険料収入は増加となりましたが、団塊の世代すべてが65歳以上に達して前期高齢者となる超高齢社会において、高齢者医療制度への支援金納付金の保険料収入に対する割合は約42.8%になるなど依然増加傾向にあり、納付金負担が健保財政を圧迫している状況に変わりありません。

●決算概要

当組合の2015年度決算は、保険料率を9.9%に引き下げ、保険料負担の軽減を図りながら、従業員等の疾病予防対策及び運動習慣定着化等を図る保健事業を展開しました。しかし、母体企業の業績悪化による2回目の希望退職が実施されたため、保険料収入の大幅な減少が避けられず、追加更正予算を編成し、準備金繰入を行いました。

収入においては、被保険者数が前年度に比べ6.3%減少、平均標準報酬月額が1.9%増加、総標準賞与額が50.7%の減少により、保険料収入は19.4%の減少となりました。

支出では、みなさまの医療費などに充てられる保険給付費は前年度に比べ2.7%の減少、高齢者医療を支える納付金は15.6%の増加となりました。保険料収入に占める割合では、保険給付費は55.9%、納付金は

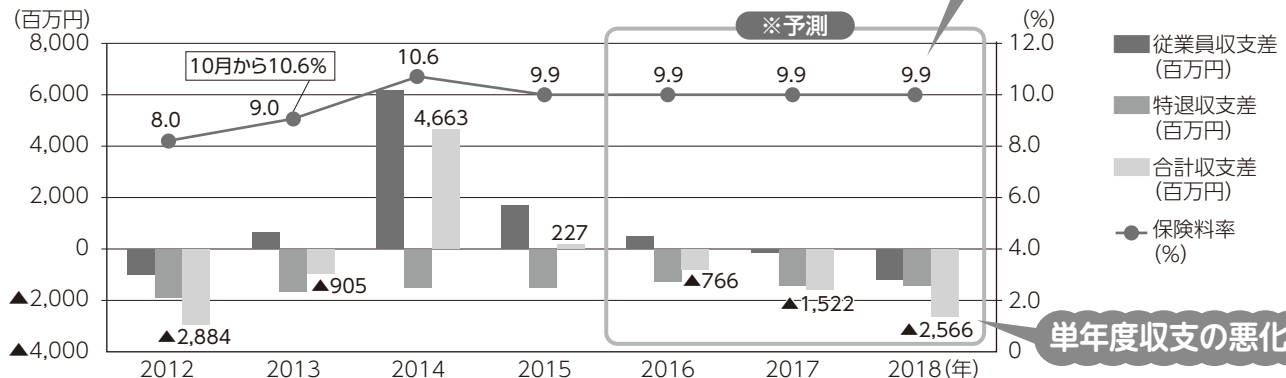
特例退職被保険者制度について

特例退職被保険者制度(以下特退制度)の2015年度単年度収支は▲14億6千万円の赤字となり、2016年度は4月からの標準報酬月額引き上げ(26万円→28万円)により若干の収支改善は期待できるものの、今期も▲12億7千万円の赤字見通しとなっており、依然、大きな財政負担となっています。

今後、母体企業の経営が改善した場合でも、非常に厳しい状況が続くことが想定され、特退制度の方向性については、慎重に議論を行ってまいります。

保険料率の引き上げ?

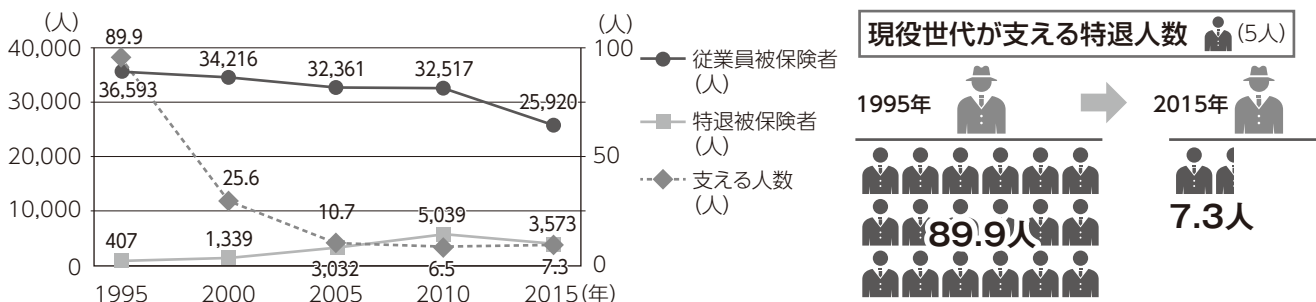
○今後の単年度収支見通し



単年度収支の悪化?

※予測数値は2015年度と同水準の賞与月数で試算

○シャープ健保の現役世代(従業員)と高齢者(特退OB)の人員推移



37.5%となり、合計で93.4%となりました。

これらの結果、総収支差は12億27百万円の決算残金を生じ、繰入金を除く単年度収支差は2億27百万円の黒字決算となりました。なお、決算残金は、財政調整事業繰越金1,497千円を除き、法定準備金へ積み立てます。



今後も被保険者、被扶養者のための健康づくりや疾病予防事業などの推進という保険者機能を発揮して、医療費の適正化に努めてまいります。

みなさまにおかれましては、健康管理への関心を高められ、当組合が実施する「健診事業」や「ジェネリック医薬品の使用促進」などに積極的に参加されるとともに、安易な受診やはしご受診、時間外受診などは避けるなど、医療費の削減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

●2015年度 介護保険の決算概要

介護保険料率1.45%を据え置き、介護保険料収入は17億92百万円。また、健康保険同様に収入減を補うため追加更正予算を編成、準備金2億円を繰り入れた。支出は、国へ納める介護納付金が17億91百万円となり、その結果、収支差は+2億1百万円となりました。この収支差は介護準備金へ積み立てます。

●2016年度 介護保険追加更正予算

2016年度予算については、介護納付金の見込額を算出する際に使用する2年前の第2号被保険者の人数が相違し、2年前精算金額が当初見込額から大幅に増加する事態となったことから、当初計画していた介護保険料収入では納付金の支払いが賸えず、対応として保険料収入不足分を介護準備金の取り崩しで補う「2016年度追加更正予算」を編成し、近畿厚生局へ届出をします。

特定被保険者の介護保険料 徴収(検討)のお知らせ

当組合では、介護保険制度の開始以来「特定被保険者」からの介護保険料の徴収を免除していましたが、公平に介護保険料の負担をいただくよう被扶養者分の介護保険料(2017年4月分保険料から)の徴収を検討しています。来年2月開催予定の組合会で正式決定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 介護保険に加入する人

第1号被保険者



各市区町村に居住する65歳以上の人了。

第2号被保険者



40歳以上65歳未満で、健保などの医療保険に加入している人です。健康保険の被扶養者も介護保険では被保険者となります。

特定被保険者(新規徴収予定)



自分自身は40歳未満または65歳以上の第1号被保険者または介護保険の適用除外となっているが、**介護保険第2号被保険者である被扶養者がいる人**です。

◆介護保険の適用除外

介護保険第1号または第2号被保険者の対象であっても、以下に該当する人は介護保険の適用除外となり、介護保険の被保険者とはなりません(事業主への届出が必要です)。

- 海外居住者(住民基本台帳に登録していない人)
- 在留資格または在留見込期間1年未満の短期滞在の外国人
- 身体障害者療護施設など、適用除外施設に入所している人

※なお、上記適用除外者でも特定被保険者(介護保険第2号被保険者である被扶養者がいる人)の場合は被扶養者分の保険料が発生します。

2. 介護保険の保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者	特定被保険者(新規徴収予定)
保 険 料	所得に応じた段階別の定額制で、国が定める基準に基づき、各市区町村が条例で設定します。各市区町村により保険料が異なります。	健康保険組合が国に納める介護納付金を賄うために、第2号被保険者と特定被保険者の標準報酬総額(標準賞与見込額の総額を含む)を基に保険料率を算出して保険料を決めます。	
納付方法	各市区町村が徴収します。	シャープ健保が徴収します。	本人は各市区町村が徴収、第2号被保険者(被扶養者)分は本人を通じてシャープ健保が徴収します。

【ご注意】特退(OB)の方の介護保険料については、第1号被保険者の方は、ご本人分をお住まいの各市区町村へ納付いただいておりますが、さらに特定被保険者(上記1参照)に該当した場合、被扶養者分を新たにシャープ健保へ納めていただくこととなります。

3. 介護保険料の徴収開始時期(予定)

2017年4月分 介護保険料から

(従業員:5月25日給与控除、任継者:4月10日納付期日、特退者:3月27日口座引落)

2016年
10月から

パート

アルバイト

シャープ健保の
被扶養者から
外す手続きを
忘れずに



短時間労働者に対する 社会保険の適用が 拡大されます

働き方にかかわらず安心して生活できる社会にするために、社会保険への加入条件が緩和されます。

被扶養者の方が新しく勤務先の社会保険に加入する場合は、健保組合に被扶養者から外す手続きが必要となりますのでご注意ください。

パート・アルバイトなどいわゆる「短時間労働者」については、これまでも週30時間以上勤務している場合は、勤務先の健康保険などの社会保険に加入することができました。2016年10月からはこの基準が見直され、より多くの方が勤務先の社会保険に加入できるように緩和されます。

新しく勤務先の社会保険に加入する場合の具体的な影響は、働き方や状況で異なります。国民健康保険に加入していた方は、勤務先の社会保険では事業所が保険料の一部を負担することになりますから本人の保険料は軽減されます。被扶養者だった方は勤務先の健康保険の被保険者となることで保険料を負担することになりますが、病気・けがや出産で仕事を休んだときに受け取れる傷病手当金、出産手当金を受けられるようになります。

シャープ健保の被扶養者だった方が新しく勤務先の健康保険に加入した場合は、シャープ健保の被扶養者から外す必要があります。「被扶養者異動届」の提出が必要となりますので、忘れずに必ず手続きをお願いします。

社会保険 (年金・健康保険) の対象となる基準

現在 ●週30時間以上勤務する方



2016年10月～

- 週20時間以上勤務する方
- 月額賃金8.8万円以上の方(年収106万円以上)
- 勤務期間1年以上が見込まれる方

※従業員501人以上の企業が対象(労使の合意があれば501人未満でも適用可能)。

※学生は適用除外。

健診結果をチェックして 病気のリスクを減らそう

もしもあのとき… 後悔する前に知っておこう!

生活習慣を改善できなかったAさん→ **心筋梗塞** を発症してしまいました…

シャープ従業員Aさん(男性41歳)の場合

【Aさんの生活習慣】

〈食事〉

- 朝食を抜くことが多い。
- 夕食は就寝直前に食べることもある。



〈お酒〉

- お酒はほぼ毎日飲む。
- 1回に3合以上飲むこともある。



〈タバコ〉

- 喫煙習慣は約20年。



〈運動〉

- 運動習慣なし。



【Aさんの健診結果】

〈20代まで〉 体重(BMI)や血圧は正常でした。

〈30代半ば〉 体重が5kg増え、血圧や中性脂肪も高くなってしまいました。

〈30代後半〉 さらに体重が5kg増え、血圧・中性脂肪・コレステロールも非常に高くなり、精密検査が必要な状態になりました。しかし、病院を一度受診しただけで、生活習慣を見直しませんでした。

〈40歳〉

とうとう心筋梗塞を発症してしまい、大変な手術を受けました。

無事退院できましたが、これからもずっと薬を飲み続けなければなりません。

【Aさんの医療費】

心筋梗塞での入院費用と、その後4カ月間の通院費用約200万円

経過がよくても、薬代などの医療費は年間約20万円がずっと続く…

もしもあのとき…

生活習慣を改善するための
食事や運動をしていれば…
早期に通院して治療していれば…

心筋梗塞にはならずすんだのに。

再発の不安をかかえたまま働かなくてもすんだのに。

高額な医療費はかからなかったのに。

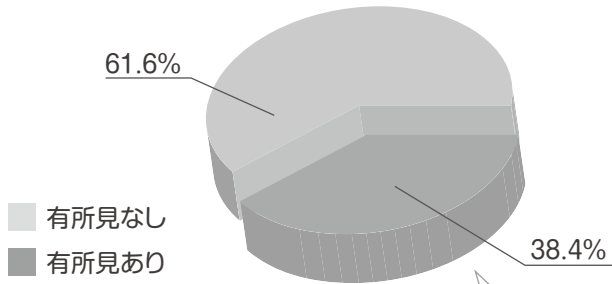
家族や同僚に心配をかけなかったのに。

2015年度シャープ健康診断での有所見者は…

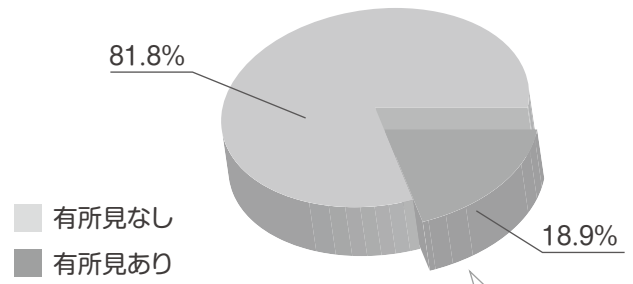
※健康診断で再検査(Ⅲ)以上の判定だった方を有所見者としています。

【脂質判定での有所見者】

【血圧判定での有所見者】



血液検査を受けた人のおよそ4割に、脂質に関する有所見があります!



血圧検査を受けた人のおよそ2割に、血圧に関する有所見があります!

◎有所見判定があった方は放置せずに必ず受診しましょう。

心筋梗塞のリスクを減らすためにできること

- 1年に1度は健康診断を受けましょう!
- 再検査等の指示があれば必ず医療機関を受診しましょう!
- 保健指導を受けましょう!
- バランスのよい食事・減塩・運動・禁煙を心がけましょう!

Health information

お薬手帳で薬代の負担が軽くなる

2016年4月の診療報酬改定により、保険薬局で処方薬を受け取る際にかかる「薬剤服用歴管理指導料」(薬剤師の技術料)が、お薬手帳を持つことで下記のように変わります。

お薬手帳には、医療機関で処方された薬の情報が記載されており、服用歴や副作用歴を一括管理できるため、薬の重複投与の防止や災害時に役立ちます。1人1冊手帳を持ち、かかりつけの薬局を決めておきましょう。

- 過去6カ月以内に来局し、
- お薬手帳を持参した場合は…

処方せん1枚につき **380円**

患者負担(3割) 110円

- はじめての来局や、
- お薬手帳を持参しない場合は…

処方せん1枚につき **500円**

患者負担(3割) 150円

これまで複数の薬局で薬を受け取っていた人は、今後は同じ薬局にお薬手帳を持っていくと、「薬剤服用歴管理指導料」が **40円おトク** になります。



賢い 薬局のかかり方

利用する薬局を
1カ所に決める

お薬手帳を
常に携帯する

お薬手帳は
1冊にまとめる

● 特定健診を受診しましょう! ●

2016年度

特定健診『受診券』を **従業員のご家族 および**
特例退職者・任意継続被保険者とそのご家族 で
40~74歳の皆様にお送りしています!

特定健診「受診券」を昨年と同様に、対象となるみなさまのお手元にお届けしています。内容をご確認のうえ、
有効期限 2017年1月31日(火)まで
に受診してください。



特定健診受診券

「健康づくり」のために
「健診」を受けましょう!

まずはお申し込みを!

- ①「受診券」を用意する。
- ②希望する医療機関へ予約の電話をする。
受診可能な医療機関は、シャープ健康保険組合ホームページの「特定健診・特定保健指導」コーナーに掲載しています。
- ③受診する当日は「健康保険証」と「受診券」の両方を持参する。
- ④健診を受ける。
特定健診は自己負担1,000円で受診できます。



毎日を生き生きと過ごすためには、「健康」があってこそです!
まずは「特定健診」を受診して、ご自身の健康状態を確認しましょう!

任継・特退被保険者のみなさまへ

=マイナンバーの取得について=

健康保険組合では2017年(平成29年)1月1日から番号法に基づき、適用・給付業務にみなさまのマイナンバーを利用させていただきます。つきましては、番号法で認められております『住基ネット』からの取得を実施することをお知らせいたします。

なお、住民票と健保登録住所が異なる等の理由により、『住基ネット』から取得ができない方々については、個別に提出を求める場合がありますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【取得スケジュール】

2016年10月31日の週：第1回『住基ネット』照会

2016年12月12日の週：第2回『住基ネット』照会(第1回照会で取得できなかった方々の再照会)

2017年1月中旬～：第2回照会で取得できなかった方々への個別提出要請(予定)

※住基ネットとは…総務省が管轄する住民基本台帳ネットワークシステムの略称。

シャープ健康保険組合の事務所の移転について、9月中旬の引っ越しを予定しています。新しい住所および電話番号は、決まり次第、当組合ホームページ等でご案内いたします。

健保情報誌 WELL Vol.48

発行：シャープ健康保険組合

〒545-8522 大阪市阿倍野区長池町2番22号

ホームページアドレス <http://kenpo.sharp.co.jp/>

- 健康保険証に関する窓口 06-6625-1329
- 給付金に関する窓口 06-6625-1426
- 健康づくり推進事業に関する窓口 06-6625-1049
- ホームページ・広報誌に関する窓口 06-6625-1426
- 個人情報に関する窓口 06-6628-9501
- FAX(健康づくり推進事業他) 06-6622-4333
- FAX(保険証・給付金他) 06-6625-3244

